

各位

2021年10月19日  
株式会社エクスネット

株式会社横浜銀行に対する  
「遺言代用機能付 暦年贈与型信託」管理システム提供開始について

株式会社エクスネット(代表取締役社長:茂谷武彦、以下「当社」という。)は、株式会社横浜銀行(代表取締役頭取:大矢恭好、以下「横浜銀行」という。)に対し、「遺言代用機能付 暦年贈与型信託」管理システムの提供を開始しました。

「暦年贈与型信託」とは、贈与契約を取り交わすことなく生前贈与を行える特長を持った信託商品で、贈与税の非課税枠(1人あたり年間110万円)を活用して、生前に円滑な資産移転を行いたいニーズに応えるものです。横浜銀行は、この「暦年贈与型信託」に「遺言代用信託」の機能を付加し、万一生前贈与の途中で契約者が亡くなった場合でも、あらかじめご本人が指定した第二受益者が残りの財産を受け取ることができるようにしました。このように、生前贈与と相続に伴う資産承継ニーズにセットで応える「遺言代用機能付 暦年贈与型信託」を、横浜銀行は2021年10月14日より取り扱い開始しました。

当社は、横浜銀行が信託兼営認可を取得した2019年9月より、地方銀行業界で圧倒的なシェアを持つ個人向け信託管理システムとして評価頂き、ご採用頂いております。今般、上記の信託商品の企画にあたり、当社の持つ「暦年贈与型信託」「遺言代用信託」それぞれの管理機能を柔軟に組み合わせることで、短期間・低コストでの取り扱い開始を実現しました。

当社 個人向け信託管理システムの導入メリットは以下の通りです。

- ・これまでの多数の導入実績から培った信託ノウハウを活かし、必要となる管理機能(顧客向け・当局向け・行内向けなど)を提供できる体制が整っているため、商品性の改定に係る期間を大幅に短縮し、市場の動向に沿った柔軟な商品検討が可能です。
- ・サービス提供の形態(月額固定の利用料を頂戴し、当社所有のアプリケーションと基盤環境をご利用頂くという形態)によって、自社開発に比べてシステム対応コストを大幅に削減することが可能です。

当社は、今後も地方銀行においてニーズ拡大が見込まれる資産承継・贈与といった時流に即したニーズに幅広くお応えして参ります。

報道機関向け問い合わせ先

株式会社エクスネット

第一金融サービス本部

03-5367-2236

担当：宮原・森村

以上